

小規模企業共済

事業主の退職金制度。
会員さんに人気 No.1の共済です!!

●税制で大きなメリット!!

- ◆掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

例えば、
毎月3万円の掛金(年間36万円)で
課税対象所得400万円の場合 → **108,000円**
の節税効果!

掛金の全額所得控除による節税額一覧(所得税と住民税の合計)

課税される 所得金額	加入後の節税額			
	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万円	20,500円	56,500円	92,500円	128,500円
400万円	36,000円	108,000円	180,000円	238,000円
600万円	36,000円	108,000円	180,000円	252,000円
800万円	39,600円	118,800円	198,000円	277,200円
1,000万円	51,600円	154,800円	258,000円	361,200円

※税額は、平成19年1月1日現在の税率に基づいております。

※節税額の計算については、中小企業基盤整備機構のホームページの「加入シミュレーション」を活用できます。

- ◆共済金は、退職所得扱い(一括受取り)または、公的年金などの雑所得扱い(分割受取り)となります。

●安心・確実な共済制度

- ◆国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営。
- ◆掛金は、共済金などの原資に全額充当されます。
- ◆全国で125万人の方が加入しています。
- ◆掛金月額は1,000円から70,000円までの範囲内で自由に選択できます(500円単位)。加入後の増額や減額も可能です。

●共済金の受取り方を選べます

- ◆ライフプランに合わせて、「一括」「分割(10年・15年)」「一括と分割の併用」のいずれかを選択できます。

例えば、掛金月額3万円で加入、6年目から掛金月額5万円に増額して、
合計20年間の掛金を納付し、廃業請求(共済A)で受け取った場合
(課税される所得金額は400万円として設定)



※残金に利息がつくため

お申し込み・お問い合わせ ● 目黒青色申告会 事務局 TEL.03-3713-1141